

第35回 若林区民ふるさとまつり



元気にいこう、わかばやし！



おまつり広場 募集要項

11 / 5
Sun



開催日時：令和5年11月5日（日）
午前9時から午後3時まで〔雨天決行〕

開催場所：若林区役所および周辺 特設会場

主 催：若林区民ふるさとまつり実行委員会
(若林区まちづくり協議会・仙台市)

1. 応募資格

- (1) 若林区内で年間を通じた活動をする団体、または実行委員会委員長が認めるもので、特定の政治や宗教の利害や暴力団関係者などにかかわりがないこと
- (2) 実行委員会の指示や基準などを守り、おまつりの運営に協力して、区民誰もが楽しく思い出深いおまつりになるよう活動できること
- (3) これまで参加した際、実行委員会から注意や参加の取消しなどを受けたことが無いこと
- (4) 未成年者だけの参加では無いこと

2. 募集内容

- (1) 若林区の歴史や文化、特色を広く知らせるもの
- (2) 行政相談等、仙台市（若林区）との関わりが深く、公共性があるもの
- (3) 区民まつりの来場者の誰もが楽しめるもの
- (4) その他実行委員会が認めるもの

3. 参加料等

参加には、①参加料、②テント使用料、③物品使用料がかかります。参加料等の納入後は理由に関わらず返金しません。

①参加料

5,000円

②テント使用料

※¹1K=1.8m

テントの種類 ^{※1}	1張	横幕（背面）	横幕（側面）
Aテント（2K×3K）	6,000円	1,500円	実行委員会
Bテント（2K×1.5K）	3,000円	750円	負担

※仮設営業許可が必要な場合（飲食店・喫茶店・菓子製造等）、背面と側面に横幕の設置義務があります。この場合テント使用料に背面の横幕使用料が加算されます。側面の横幕はテントの配置により状況が変化しますので、側面の横幕使用料は実行委員会が負担します。

※仮設営業許可が不要な場合、横幕の設置義務はありません。横幕の設置を希望する場合は申し込みの際にお伝えください。この場合も背面の横幕使用料が加算されます。なお、食品を取り扱う場合は、防じん・日射等を十分考慮の上、なるべく設置してください。

③物品使用料（減免対象外）

貸し出し物品	使用料	
発電機 ^{※2} 1回路 ※今回より持ち込み可とします。	5,300円	※ ² 1回路あたり1,500Wまで
長机 ^{※3}	750円	※ ³ 45cm×180cm
パイプ椅子	250円	
展示パネル ^{※4}	5,000円	※ ⁴ 90cm×180cm
その他	実費相当額	

参加料等の減額または免除（以下、減免）制度があります。減免を希望する場合は、参加申込の際に減免申請をしてください。申請後に実行委員会による審査があり、必ず参加料等の減免が認められるものではありません。

4. 募集数

40区画程度 [選考] (1区画=Aテント1張またはBテント1張)

(Aテント=3.6m×5.4m、Bテント=3.6m×2.7m)

テントの総数は、会場内の安全を確保するため一定の限度を設けています。申し込み多数の場合、すべての方が出店できない場合がありますので、ご了承ください。選考にあたっては、区内の商店会・地域団体（町内会・子供会・PTA等）を優先します。

選考の結果は全申込者に通知いたします（8月下旬発送予定）。また、出店場所は実行委員会が全体配置を勘案し指定します。

5. 参加者説明会

参加が決定した方は参加者説明会に出席の上、参加料等をお支払いいただきます。なお、参加者説明会に欠席した場合は、参加の決定を取り消す場合があります。開催日については、後日参加が決定した方にご案内いたします（8月下旬発送予定）。

日時 令和5年9月29日(金)午後2時

会場 若林区役所6階 ホール

6. 申し込み・問い合わせ

所定の「おまつり広場参加申込書兼誓約書（別紙様式1）」に、原則として団体の活動内容が分かる書類^{※5}を添えて、締め切りまでに事務局へ郵送または直接お申し込みください。（申込書兼誓約書は若林区役所ホームページでもダウンロード可能です）

不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせください。

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3番地の1
若林区民ふるさとまつり実行委員会事務局（まちづくり推進課内）
TEL 282-1111（代） 内線6139
FAX 282-1152 E-MAIL wakamachikyo@city.sendai.jp

締め切り 令和5年8月4日（金）【必着】

事務局での受付は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

郵送でのお申し込みの場合は、不着による事故防止のために、発送後、締め切り日までの間に必ず事務局へ電話で確認してください。

^{※5}活動内容が分かる書類とは、「活動計画書及び予算書」「活動実績報告書及び決算書」「団体規約（会則）」「団体役員名簿」「その他実行委員長が認めるもの」を指します。ただし、その書類が活動内容を十分に把握できる内容であること。

7. 参加にあたっての諸注意

- (1) 若林区文化センターおよび区役所庁舎の改修工事により、会場レイアウト（テント配置）が昨年度と大幅に変わる場合があります。予めご了承ください。
- (2) 申込内容に虚偽または不正などがあった場合には、参加決定後でも参加を取り消すことがあります。
- (3) 個々の運営、持ち込んだ物品や金銭などの管理は、全て参加者の責任で行ってください。
- (4) 販売等を行う際は、商品等の説明を事前に十分行ってください。
- (5) 食品の販売を行う場合などは、必要な届け出・許可・指導などを受けてください。
- (6) 参加の権利の譲渡や申し込み内容の変更はできません（当日、本人確認を行う場合があります）。
- (7) 参加や参加料等の基準、その他必要な事項は、実行委員会が別に定めます。
- (8) 新型コロナウイルス等感染対策に努めてください。